

大阪市選挙管理委員会告示第23号

令和8年2月8日執行の大阪市長選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和8年3月16日

大阪市選挙管理委員会

委員長 床田 正勝

決 定 書

異議申出人 大阪市平野区瓜破3丁目3番65—316号

渥美 勝也

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年2月20日付けで提起された同年同月8日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件選挙の効力を無効とする旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、概ね次のとおりである。

- (1) 公職選挙法第119条により、市長選挙と衆議院選挙の同時選挙は認められていないため、投票日の決定及び執行は違法である。
- (2) 無理やり市長選挙と衆議院選挙を同じ投票日にしたため、十分な選挙準備期間がとれず立候補できなかった。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査を踏ま

え、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

## 2 当委員会の判断

(1) およそ、選挙の効力に関する争訟において公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もともと、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事情を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと解されている（昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決、昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、選挙の規定に違反して選挙が行われたか否かについて、以下、申出

人の主張を検討する。

(2) 申出人は、公選法第119条により、市長選挙と衆議院選挙の同時選挙は認められていないこと、無理やり市長選挙と衆議院選挙を同じ投票日にしたため、十分な選挙準備期間がとれず立候補できなかったことを理由として、本件選挙が無効である旨、主張する。

しかしながら、公選法第119条は異なる2以上の選挙を技術的に不可能な部分を除いて一つの共通した選挙手続によって行ういわゆる「同時選挙」が可能な選挙を定めたものであって、異なる2以上の選挙を同一日に行ういわゆる「同日選挙」を妨げるものではない。

また、公選法は、第114条に基づく長の退職の申立てがあった場合の選挙の期日につき、第34条第1項で、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行うと定めているのみで、事由発生から選挙期日までどの程度の期間を空けるべきかについては定められておらず、上記の期間内で当該選挙を管理する選挙管理委員会が決定することとなる。

本件選挙の日程については、令和8年1月19日に開催された大阪市選挙管理委員会会議で、先行して令和8年1月16日に大阪府選挙管理委員会が大阪府知事選挙を衆議院議員総選挙と同日に執行することを決定していた中、同日とした場合の課題や同日としない場合の執行経費や投票率への影響などを検討した上で、上記の期間内に執行される衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙と同日に執行することが決定された。

したがって、申出人の主張は失当であって、本件選挙につき公選法第205条第1項の無効事由は認められない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年3月10日

大阪市選挙管理委員会

委員長 床田 正勝

公選法第202条第2項の規定により、この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日の翌日から起算して21日以内に、文書で大阪府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)